

# 技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 2 0 年 3 月

愛 川 町

## 1 はじめに ～公務員（町職員）の給与について～

多種多様な行政サービスを提供する私たち公務員は、常に全体の奉仕者としての自覚と誇りを持って、住民一人ひとりの幸せを願い、公共の福祉の向上のために日々公務に携わっています。継続性、安定性、中立性が要求される公務においては、その担い手が短期間で入れ替わることは望ましくなく、必然と職員の長期育成を図り、蓄積された知識と経験をもって能率的な行政運営を行うこととなります。そして、公務員はその職を離れても秘密を守る義務が課せられていたり兼業が制限されていたり労働基本権が制約されている代わりに、身分保障と給与水準が確保されています。

給与制度や水準については、毎年、国において第三者的機関である人事院が国家公務員に対する給与勧告（いわゆる「人事院勧告」）を行い、閣議決定を経て国家公務員の方針が定まります。そして、国家公務員に準ずる形で総務事務次官から地方公務員についての通知が発せられ、それを受けて、町では国や県、近隣市町村の動向を踏まえ、また、職員組合との交渉を必要に応じて行い、給与制度や水準についての改定案を町議会に提案し、議決を得ることによって決定しています。

## 2 現 状

愛川町の技能労務職員は、ごみ収集、し尿収集・処理、小学校給食業務、公共施設管理などを担っており、平成19年4月現在42人います。職員総勢410人のうち約1割を占めています。

### (1) 職種ごとの人数・平均給料・平均給与・平均年齢・平均経験年数

平成19年4月1日現在

区 分	人 数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均経験年数
清掃職員	20人	3,211 百円	3,996 百円	50 歳 3 月	31 年 9 月
学校給食員	9人	2,687 百円	3,100 百円	55 歳 3 月	30 年 7 月
自動車運転手	2人			50 歳 10 月	31 年 2 月
その他公共施設 管理作業員など	11人	2,987 百円	3,675 百円	48 歳 0 月	27 年 9 月
技能労務職計	42人	3,047 百円	3,760 百円	50 歳 10 月	30 年 5 月

個人情報保護の観点から、自動車運転手の平均給料月額と平均給与月額の欄を「 」としています。

(2) (1)に対応する民間従業員のデータ

平成16～18年の3ヶ年平均

区分	対応する民間職種	平均給与月額	平均年齢
清掃職員	廃棄物処理業作業員	2,998 百円	43.3 歳
学校給食員	調理士	2,785 百円	38.9 歳

厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の各年6月分のデータです。

賃金センサスの調査対象者について

4月及び5月にそれぞれ18日以上雇われた者（常用労働者）のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者（短時間労働者）は含まれていません。すなわち、いわゆるパートタイム労働者は含まれていませんが、その名称に拘わらず、月18日以上雇われた者であれば日々雇用者や期間の定めがある者（契約社員等）は含まれています。

(参考)年収ベース(試算値)の比較

区分	愛川町職員(A)	民間労働者(B)	A/B
清掃職員	640万円	419万円	1.53
学校給食員	504万円	381万円	1.32

年収ベースのデータは前述の(1)(2)の平均給与月額をそれぞれ1.2倍したものに、愛川町職員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間労働者においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額です。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 職種ごとの年齢層別の人数

平成19年4月1日現在

区分	20歳代	30歳代	40歳代	50～54	55～59	計
清掃職員		1人	9人	5人	5人	20人
学校給食員			2人	1人	6人	9人
自動車運転手			1人	1人		2人
その他公共施設 管理作業員など		1人	7人	1人	2人	11人
技能労務職計	0人	2人	19人	8人	13人	42人

(4) 級別の標準的な職務内容と職員数

平成19年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	技手 調理作業員	技手 調理作業員	技手 調理作業員	技手	主任技手	技能主査
職員数	2人	8人	11人	13人	3人	5人

(5) その他給与に関する事項（給料表、各種手当）

技能労務職に適用している給料表《一部抜粋》

平成19年4月1日現在

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 133,100	円 194,800	円 219,300	円 237,200	円 275,800	円 287,500
	~	~	~	~	~	~	~
	61	213,800	276,600	289,700	333,200	346,700	378,600
	~	~	~	~	~	~	~
	73	229,000	287,900	301,000	339,800		
	~	~	~	~			
	81	238,600	293,400	307,700			
	~	~	~				
	93	250,400	299,900				
	~	~					
105	258,000						
再任用職員		192,700	204,200	211,500	226,400	247,700	279,700

各種手当

区分	内 容（平成19年4月1日現在）	
扶養手当	配偶者	13,800円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合	5,000円を加算

住居手当		27,000 円を限度
通勤手当	交通機関利用者	55,000 円を限度
	自動車その他	21,600 円を限度
地域手当	支給率	給料月額の 10%
	支給対象職員	全職員
特殊勤務手当 (支給対象： 清掃職員)	動物の死体の処置作業	1 件につき 300 円
	ごみの収集及び処理作業	1 日につき 300 円
	し尿の収集及び処理作業	1 日につき 500 円

期末・勤勉手当 (平成 19 年度実績)	区 分	期末手当	勤勉手当	計
	6 月期	1.4 月分	0.725 月分	2.125 月分
	12 月期	1.6 月分	0.775 月分	2.375 月分
	計	3.0 月分	1.5 月分	4.5 月分

退職手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	そのほかの加算措置	定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20% 加算)	

愛川町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合の条例によるものです。

## (6) 主な財政指標比較

(平成 17 年度決算)

区 分	愛川町	県内市町村平均	全国市町村平均
財政力指数	1.12	1.00	0.52
経常収支比率 (%)	78.4	90.2	90.2
人口 1 人当たり地方債現在高	160,926 円	489,561 円	462,447 円
実質公債費比率 (%)	7.5	18.0	14.8

財政力指数は、高いほど財政力が強いといえます。この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体になります。

経常収支比率は、高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

実質公債費比率は、借入金の返済額による財政への負担の度合いを判断する指標の一つで、18%以上の市町村は起債（お金の借入れ）にあたり許可が必要となります。

### 3 基本的な考え方

技能労務職については、行政改革の推進を図るべく、平成8年4月の2名採用を最後に退職不補充を基本とし、新規採用はしない方針としています。退職者が発生した場合は、業務の見直しを行い、定数削減や配置転換、臨時職員による対応、民間委託などを活用し、技能労務職の人件費を削減していきます。

今までに、給与構造改革を実施し、高齢層の昇給抑制を国より厳しくし、特殊勤務手当についても縮小・削減を行っているため、現時点では技能労務職の給与については適正と考えておりますが、今後も引き続き人事院勧告や神奈川県人事委員会勧告を尊重しながら必要に応じて制度や水準を検証し、見直しを行ってまいります。

### 4 具体的な取組内容

近年実施した給与の適正化に資する主な取組みは次のとおりです。

#### (1) 給与水準の抑制措置

愛川町の技能労務職に適用する給料表については、従来から国家公務員の技能労務職に適用される給料表をベースに独自に合成したものを使用しています。平成18年度の給与構造改革で、給料表の水準の大幅な引下げを行い、年4回の昇給時期を年1回に統一し、号給を4分割化しましたが、その際、更に独自の給与抑制措置として、国と町との対応号給の見直しを行い、改革前の1号給分、すなわち改革後の4号給分を抑制した給料表に改定しました(1級を除く2級から6級まで。現給保障措置により職員が直ちに不利益を被らないよう配慮しています。)

また、1年間勤務成績が良好だった職員については昇給の際4号給アップを基本とし、国においては年齢が57歳を超えると昇給幅が半分の2号給になりますが、愛川町では職員間の均衡に配慮し、一般行政職と同様に55歳を超えた時点で昇給幅を2号給に抑制することとしています。従いまして、高齢層職員については、国よりも抑制効果が高い昇給制度となっています。

#### (2) 特殊勤務手当の見直し

著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事した際に支給される特殊勤務手当については、行政改革による根本的・全般的な見直しを平成17年度に行い、平成18年度から実施しました。技能労務職に係るものとしては、土木作業用大型車両やマイクロバスなどの運転業務に従事した際に、以前は1日当たり200円から300円を支給していましたが、全面的に廃止しました。また、ごみ収集及び処理作業に従事した場合に日額600円、し尿収集及び処理作業に従事した

場合に日額900円を支給していましたが、額の改定を行い、それぞれ300円、500円と約半分に引き下げました。

## 5 その他民間委託の推進、業務の見直し

愛川町は昭和40年代の急速な都市化によって人口が増加し、様々な行政需要が発生し、保育園や学校数が増え、ごみ処理施設やし尿処理施設を町単独で建設・運転し、都市公園や体育施設の充実などにも取り組んできました。これらの新規施設の完成に伴って職員数も増加し、昭和57年4月1日には技能労務職員数は最大で97名となりました。その後、右肩上がりの経済成長も終焉を迎え、行政改革の旗印の下、民間委託や臨時・非常勤対応、業務の見直しなどの推進により技能労務職員数は逡減してきました。

主な民間委託などの導入実績は次のとおりです。

ごみ処理施設運転業務委託（平成2年度実施）

電話交換業務の非常勤対応（平成5年度実施）

保育園給食業務委託（平成8年度以降順次実施、平成13年度までに6園すべてで実施）

老人福祉センター管理業務委託（平成12年度実施）

マイクロバス運転業務委託（平成11年度に1台、平成13年度に1台実施）

小学校給食業務委託（平成13年度以降順次実施、平成19年度現在6校中3校で実施）

また、ごみ収集、し尿収集・処理、公共施設管理、小学校給食業務などの各業務において、随時、定年退職者の再雇用（臨時職員）を行い、長年培ってきた経験や能力の有効活用を図り、経費の削減と行政サービスの水準維持の両立を実現しています。

退職不補充・民間委託の推進などによる削減状況（平成20年度以降は見込み）

区分	平成9年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人数	78人	42人	38人	36人	34人
増減数		10年で36人	4人	2人	2人

ピーク時の昭和57年度に97人いた技能労務職員は、15年後の平成9年度には78人（19人、20%の減）になりました。

平成9年度から平成19年度の10年間では、36人（46%）の大幅減で42人になりました。

今後3年間では、8人（19%）の減となり、平成22年度には34人になる見込みです。